

4月市長定例記者会見要旨

と き 平成30年4月6日（金） 13時30分～14時30分 ところ 庁議室

1. 大分大学減災・復興デザイン教育研究センターとの「災害に強いまち（人）づくり」に関する協定の締結について

(1) 日 時 4月16日（月）14時～14時30分

(2) 場 所 佐伯市役所庁議室（本庁舎5階）

(3) 経 緯

大分大学には、これまで防災に関する常設のセンターがなかったが、大分県における防災・減災を目指し、安全・安心な社会の構築に資することを目的に、本年1月、「大分大学減災・復興デザイン教育研究センター」が設置された。

大分大学と本市は、平成18年3月に「相互協力協定」を締結し、幅広い分野で連携・協力関係にあるが、防災分野でより具体的な協力内容を確認し、さらに連携を深めるため、同センターと協定を締結することとなった。

同センターとの協定締結は、地方自治体では本市が初めてとなる。

※センターの概要は、別紙「大分大学減災・復興デザイン教育研究センターとは」参照

(4) これまでの連携・協力状況

- ・センター次長の小林祐司准教授が、平成29年度から本市の防災ドクターに就任。
- ・昨年9月の台風18号の際、被災した本匠・弥生・海崎地区で調査を実施。弥生・井崎川ではドローンによる空撮を実施。

(5) 具体的な協力内容

- ①地域防災力向上に資する取組
- ②防災教育
- ③事前復興等の取組
- ④情報及び知見の相互活用
- ⑤学生災害ボランティアの派遣

2. 「実践型地域雇用創造事業」の採択について

佐伯市は、雇用創出に向けた取組に意欲のある地域主体に対し国が支援する「実践型地域雇用創造事業」の平成30年度事業構想に提案を行い、その採択を受けました。

(1) 実践型地域雇用創造事業の内容

4月20日に「佐伯市雇用・産業支援協議会（仮称）」を設立し、地域や地域資源、雇用の課題に対する重点分野を農業、観光産業とし、テーマを『佐伯の味力を発信！佐伯のファンづくりプロジェクト』と定め、雇用の推進を図るため主に次の事業に取り組みます。

- ① 事業主向けの雇用の拡大につながるセミナー
- ② 求職者向けの職業スキルアップにつながるセミナー
- ③ 事業主と求職者をマッチングするセミナー
- ④ 廃校利用した水耕栽培事業や地域資源を活かしたグランピング事業

(2) 事業実施主体

佐伯市雇用・産業支援協議会（仮称）

構成団体：佐伯市、商工会議所、商工会、工業連合会、ブランド流通促進協議会、観光協会、金融機関等

(3) 実施期間

平成30年5月 ～ 平成33年3月

(4) 概算事業費

約1億7千万円（3年間）

財源：国の委託料 95%、一部市補助金 5%

(5) 協議会の設立総会について

（日 時） 4月20日（金）15：00 ～

（場 所） 佐伯市役所 庁議室

（主な内容） 規約制定、役員選任、事業計画（案）及び収支予算（案）の承認
その他

※事業の概要は、別紙「実践型地域雇用創造事業構想概念図」参照

3. 双日北海道与志本株式会社大分工場の操業について

(1) 大分工場について

- ・大分県産杉原木を加工し梱包用製材品の製造を行う。
- ・所在地：佐伯市西浜2番34号
- ・建設事業費：約3億5千万円
- ・平成30年3月6日に完成、4月1日から操業を開始している。

- ・従業員数は、地元の者を中心に22人。
- ・今後は、自動車部品などの物流用木製パレットや木箱に使う製材品を年間1万6千立方メートル生産する計画。

(2) 施設見学会及び記念式、祝賀会について

① 施設見学会

(日 時) 4月20日(金) 10時30分～11時30分

(会 場) 双日北海道与志本株式会社大分工場 佐伯市西浜2番34号

② 記念式・祝賀会

(日 時) 4月20日(金) 記念式 11時30分～

祝賀会 正午～

(会 場) ホテル金水苑 佐伯市駅前2-4-13

※報道関係案内 添付

4. 平成30年度大分県市長会春季定例会の開催について

(1) 大分県市長会について

- ・県内14市の市長で組織し、県内各市の共通する政策課題の解決、自治体相互の連携・協調、県内各地域の均衡ある発展に資することを目的とする。
- ・会長：大分市長
- ・定例会は、持ち回りで、毎年春と秋の2回開催。

(2) 日時 4月9日(月) 13時～16時

(3) 場所 ホテル金水苑(佐伯市駅前)

(4) 主な内容

- ①平成29年度会務報告・決算見込み報告
- ②平成30年度事業計画・行事予定・予算案について
- ③九州市長会提案議案について
- ④各種要望について
- ⑤政視察(佐伯市総合運動公園、上城防災・避難広場)

5. 「ようこそ佐伯住まいるサポート事業」による移住者及び移住相談員の設置について

(1) 事業を利用した新築・中古購入等及び移住者の世帯数と人数

① 新築、中古購入等の世帯数と人数

【平成 29 年度】 40 世帯 81 人 ※世帯数は、過去最高を記録

(内訳) 新築：16 世帯 37 人 中古：16 世帯 29 人 その他：8 世帯 15 人

【平成 25 年度から平成 29 年度まで】 95 世帯 230 人

(内訳) 新築：49 世帯 122 人 中古：31 世帯 74 人 その他：15 世帯 34 人

② 移住者の内訳

【平成 29 年度】 40 世帯 81 人

(内訳) 県内：18 世帯 42 人 県外：22 世帯 39 人

U ターン：23 世帯 50 人 I ターン：17 世帯 31 人

【平成 25 年度から平成 29 年度まで】 95 世帯 230 人

(内訳) 県内：49 世帯 120 人 県外：46 世帯 110 人

U ターン：40 世帯 99 人 I ターン：41 世帯 102 人

③ 「佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略」による目標値 ※平成 27 年度策定
平成 31 年度末までに施策による移住者数累計 300 人

○ 「ようこそ佐伯住まいるサポート事業」とは

人口の社会増による地域社会の活性化を目的として、佐伯市への定住（5年以上の居住）を目的として移住しようとする者に対して、住宅を確保するために必要な費用を助成する。

○ 主な支援の対象となる費用

・住宅の購入、新規建設・・・費用の2分の1を補助（上限100万円）

・住宅改修・・・費用の3分の2を補助（上限100万円）

※空き家バンクを利用した場合に限る。購入と改修は併せて100万円が上限

・引越し・・・費用の3分の2を補助（上限20万円）

※事業年度毎の内訳は、別紙「ようこそ佐伯住まいるサポート事業 年度別内訳」参照

(2) 移住相談員の設置について

さらなる佐伯市への移住を促進するため、移住希望者の相談窓口として、平成 30 年 4 月 1 日から地域振興課移住・定住推進係に移住相談員を設置した。

移住相談員は、佐伯市への移住の促進を図るため、移住希望者の住まいや仕事の相談、空き家バンクの掘り起こしなどを行う。